

2025 年度
奨学資金募集要項

一般財団法人 筑波麓仁会

一般財団法人筑波麓仁会では、筑波学園看護専門学校に入学する皆さんに、在学中の就学援助のための奨学資金を貸与します。

1 応募資格 次のすべての要件を満たしていることが必要です。

- (1) 筑波学園看護専門学校3年時卒業年度に、看護師免許を取得すること
- (2) 筑波学園看護専門学校卒業後、看護師として筑波学園病院に入職すること
- (3) 扶養者の所得が年間600万円以内であること
- (4) 連帯保証人が2名いること。連帯保証人Ⅰは申込人の扶養者(父又は母、いない場合は4親等以内の親族)で、連帯保証人Ⅱは同居家族以外の者とし、連帯保証人は原則茨城県内に居住する者とし、なお、連帯保証人の極度額(保証する上限額)は、108万円(貸付総額)となります。

2 返還免除 筑波学園看護専門学校を卒業後、看護師として筑波学園病院に就職すると勤務年数に応じ、奨学資金の返還が免除となります。

3 一括返還 奨学資金の貸与を受けた方で、次に該当する場合は受領した奨学資金を一括返還しなければなりません。

- (1) 筑波学園看護専門学校入学後、3年で卒業ができないとき(支給停止期間を除く)
- (2) 看護師免許を取得できないとき
- (3) 筑波学園看護専門学校卒業後、筑波学園病院に看護師として入職しないとき
- (4) 学業が著しく不良のとき
- (5) 筑波学園看護専門学校生徒としてふさわしくないと認められたとき

4 貸与金額

- (1) 月額3万円(年額36万円、総額108万円)無利子
- (2) 奨学資金は、借用者名義の金融機関口座に毎月25日に払い込みます。

5 貸与期間 奨学資金の貸与期間は、学校への入学の月から卒業までの月までとします。ただし、奨学資金の貸与を受けている者は、毎年3月に貸与条件について再審査を行います。

6 貸与人数 若干名

7 奨学資金の申込み 奨学資金を申し込みたい方は、下記の書類一式を送付又は持参して下さい。

- (1) 「奨学資金申込書」(様式第1号)
- (2) 履歴書(市販のもの)
- (3) 健康保険証(写し)
- (4) 連帯保証人予定者2名の所得証明書(市町村発行のもの)

8 奨学資金の応募期間 2025年2月27日(木)～3月13日(木)

9 審査方法 申込者の中から書類選考及び面接試験により決定します。

10 決定通知の送付 奨学資金貸与者には、「奨学資金貸与決定通知書」(様式第2号)を送付します。

11 奨学資金借用書の提出 「奨学資金貸与決定通知書」を受理された方は、次の書類を提出して下さい。

(1)「奨学資金借用書」(様式第3号)

・収入印紙(2千円)を貼付すること

(2)連帯保証人2名それぞれの印鑑登録証明書

(3)奨学資金振替依頼書(筑波銀行「つくば営業部」の口座、本人名義のもの)

※提出締切日 2025年4月16日(水)

12 奨学資金の支給開始

(1)毎月25日所定の口座に振り込みます。

(2)第1回、2025年4月25日(金)

13 注意事項

【貸与の打ち切り・停止】

奨学資金を受けている者が次に該当した場合は、直ちに奨学資金の貸与を打ち切り又は停止します。

(1)学校を退学した場合。

(2)学業が著しく不良の場合。

(3)学校を卒業できる見込みがない場合。

(4)その他理事長が奨学資金貸与にふさわしくないと認めた場合。

(5)借用者本人から貸与辞退の申出があった場合。

(6)休学期間は貸与を停止します。

奨学資金の貸与の打ち切り又は停止の決定通知は、「奨学資金貸与打ち切り・停止通知書」(様式4号)により通知します。

【貸与資金の返還免除】

貸与を受けた奨学資金の総額を3万円で除した数(ただし、小数点以下は切り上げとする。)を月数とし、その月数以上病院に勤務した場合、奨学資金の返還を免除します。

なお、貸与を受けている者が、返還期間中に、病気・産休・介護等により1か月以上勤務しなかった場合は、出勤できるまで返還免除を中断します。

【貸与資金の返還】

奨学資金の貸与を受けた方で、次に該当する場合は受領した奨学資金を一括返還しなければなりません。

- (1) 卒業後、筑波学園病院に看護師として勤務できない場合。
- (2) 学校を退学した場合。
- (3) 学業が著しく不良の場合。
- (4) 学校を卒業できる見込みがない場合。
- (5) その他理事長が奨学資金貸与にふさわしくないと認めた場合。
- (6) 卒業後、病院に勤務した者が退職する場合は、その受けた奨学資金の全額からその勤務月数に3万円を乗じた金額を差し引いた金額を退職時に返還しなければなりません。

【変更事項の届出】

奨学資金を受けている方で、次に該当する場合は、奨学資金貸与届出事項変更届（様式第5号）により、10日以内に理事長に届け出なければなりません。

- (1) 奨学資金を受けている者の身上に変更があった場合。
- (2) 連帯保証人の住所、氏名又は職業に変更があった場合。
- (3) 連帯保証人を変更する場合。
- (4) 病院から届出の請求があった場合。
- (5) その他奨学資金の貸与に関することで変更があった場合。

14 奨学資金の返還方法

【返還免除条件】

- (1) 在学中に看護師資格を取得し、卒業と同時に筑波学園病院に勤務すること
- (2) 連続して筑波学園病院に勤務すること

【返還免除方法】

奨学金貸与者が卒業し、筑波学園病院に勤務した月より、貸付総額から毎月3万円ずつ相殺し、36カ月で終了する。

【一括返還】

以下の場合、貸与金を一括返還する。

- (1) 卒業後、筑波学園病院に勤務しない場合。
- (2) 2で定めた控除期間前に退職した場合は、退職時に控除後の貸与金を全額。

■奨学資金に関する問い合わせ先

〒305-0854

茨城県つくば市上横場 2573-1

一般財団法人筑波麓仁会

筑波学園病院 総務課

☎029-836-1355（代表）

奨学資金申込書

一般財団法人筑波麓仁会

理事長 藤澤順一 殿

私は 年 月筑波学園看護専門学校に入学するにあたり、下記理由により奨学資金を貸与下さるようお願いいたします。

本人	氏名	㊟		
		年	月	日生
	住所	〒		
	電話番号	()		
理由				
貸与額	月額 30,000 円			
連帯保証人 予定者 I	氏名	㊟		本人との関係
		年	月	
	住所	〒		
	電話番号	()		
職業(勤務先)		年間収入	万円	
連帯保証人 予定者 II	氏名	㊟		本人との関係
		年	月	
	住所	〒		
	電話番号	()		
職業(勤務先)		年間収入	万円	

※連帯保証人 I・II の極度額（保証する上限額）は、108万円とする。

奨学資金借用書



一般財団法人筑波麓仁会
理事長 藤澤順一 殿

私は奨学資金として下記金額を借用いたします。
借用にあたって、私及び連帯保証人は、奨学資金貸与規定に従います。

借用 明細	借用金額	月額 30,000 円 (借用予定総額 1,080,000 円)	
	借用期間	年 月 ~ 年 月	
	借 用 者 (自 署)	年 月 日生 Ⓜ	
	住 所	〒 電話番号 ()	
連帯 保証 人 I	氏 名 (自 署)	年 月 日生 実印	本人との関係
	住 所	〒 電話番号 ()	
連帯 保証 人 II	氏 名 (自 署)	年 月 日生 実印	本人との関係
	住 所	〒 電話番号 ()	

※連帯保証人 I・IIの極度額（保証する上限額）は、108万円とする。

私は、奨学資金の継続貸与を受けるにあたり、学校から毎年就学中の出席状況、成績表を財団に提出することを同意します。

(氏名)

Ⓜ

奨学資金貸与届出事項変更届

一般財団法人筑波麓仁会
理事長 藤澤順一 殿

(第 学年)

(氏名) ㊟

奨学資金貸与規定第 14 条に基づき、届出事項に変更がありましたので、届出いたします。

変更内容	(奨学資金貸与規定第 14 条第 号)
変 更 日	年 月 日